

2019年4月25日薬事・食品衛生審議会副作用・感染等被害判定第一部会 議事要旨
医薬・生活衛生局

○日時 平成31年4月25日（木）

○場所 経済産業省 別館 1111各省庁共用会議室

○議事

○副作用被害判定について

1. 請求等の内訳

新規 68件

継続 17件

現況 35件

2. 判定結果

支給決定することが適當であると考えられるもの 103件

内訳

(1)請求どおり支給決定することが適當である 57件

(2)請求期間の一部について支給決定することが適當である

46件

((3)と2件重複)

(3)請求内容の一部について支給決定することが適當である 2件

((2)と2件重複)

不支給決定することが適當であると考えられるもの 17件

3. 主な意見

請求期間の一部について支給決定することが適當である

一部の期間に行われた医療については、入院を要すると認められる

場合に必要な程度の医療に該当しない、又は副作用とは別の症状に

対する医療に該当するため不支給とすることが適當である。

46件

((3)と2件重複)

請求内容の一部について支給決定することが適當である

- | | |
|---|------------|
| ① 疾病、障害又は死亡が医薬品の副作用により発現したと認められないため、不支給とすることが適當である。 | 1件 |
| | ((2)と1件重複) |
| ② 判定不能のため、不支給とすることが適當である。 | 1件 |
| | ((2)と1件重複) |

不支給決定することが適當であると考えられるもの

- | | |
|---|------------|
| ① 疾病、障害又は死亡が医薬品の副作用により発現したと認められないため、不支給とすることが適當である。 | 5件 |
| ② 判定不能のため、不支給とすることが適當である。 | 5件 |
| | ((3)と1件重複) |
| ③ 入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に該当しないため、不支給とすることが適當である。 | 4件 |
| | ((2)と1件重複) |
| ④ 障害の程度が政令で定める障害等級に該当しないため、不支給とすることが適當である。 | 2件 |
| ⑤ 医薬品の使用が適正であったと認められないため、不支給とすることが適當である。 | 2件 |